

財務省行政事業レビュー外部有識者会合

議 事 次 第

令和5年5月10日（水）
14:00～15:30
於：財務省本庁舎4階第1会議室

1 開会

2 議事

- (1) 公開プロセス対象候補事業の選定理由及び論点説明
- (2) 質疑・議論
- (3) とりまとめ
- (4) その他

3 閉会

<配布資料>

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 令和5年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト |
| 資料2 | 公開プロセス対象候補事業の概要 |
| 資料3 | 令和5年度行政事業レビューシート |
| 参考1 | 財務省行政事業レビュー外部有識者会合 委員名簿 |
| 参考2 | 財務省行政事業レビュースケジュール |
| 参考3 | 行政事業レビュー実施要領（抜粋） |
| 参考4 | 財務省の「政策目標」の体系図（令和4年度版） |

令和5年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

| 府省名 | 財務省 | 公開プロセス開催日 | | | 令和5年6月7日(水) | | | |
|---------------|---|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|---|--|--|----|
| 令和4年度 事業番号 | 事業名 | 令和4年度 補正後予算額 (単位:百万円) | 令和5年度 当初予算額 (単位:百万円) | 選定基準 | 事業概要 | 具体的な選定理由 | 想定される論点 | 備考 |
| 0005 | 電話相談センター運営経費 | 379 | 399 | ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの | 納税者から寄せられる一般的な税に関する相談等について、限られた人員でより多くの相談に迅速かつ的確に対応するため、電話相談センターに配置された担当者が集中的に受け付けることにより、納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る。 | 納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る上で、設定した定量的なアウトカムが事業の効果を測るものとして適切であるか論じていただきたい。 | ・設定した定量的なアウトカムは本事業の効果を測るものとして適当か ・過去に蓄積された相談内容などの分析結果について、AIの運用に有効活用されているか | |
| 0053 | 新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金) | 24,985 | 13,705 | ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの | 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)が行う中小企業・小規模事業者向けの貸付において、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置の実施のための低利融資を行うもの。 | アウトカムについて、定量的な成果指標となる統計的なデータがないため、定性的なアウトカムとしているが、事業の効果を測る上で適切であるか論じていただきたい。 | ・アウトカムが定性的となっているが、効果検証の観点から適当か ・スタートアップ5か年計画を進めていく観点から、日本公庫の貸付制度は適切なものとなっているか | |

選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～カのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄) 第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

公開プロセス対象候補事業の概要

電話相談センター—運営事業の概要

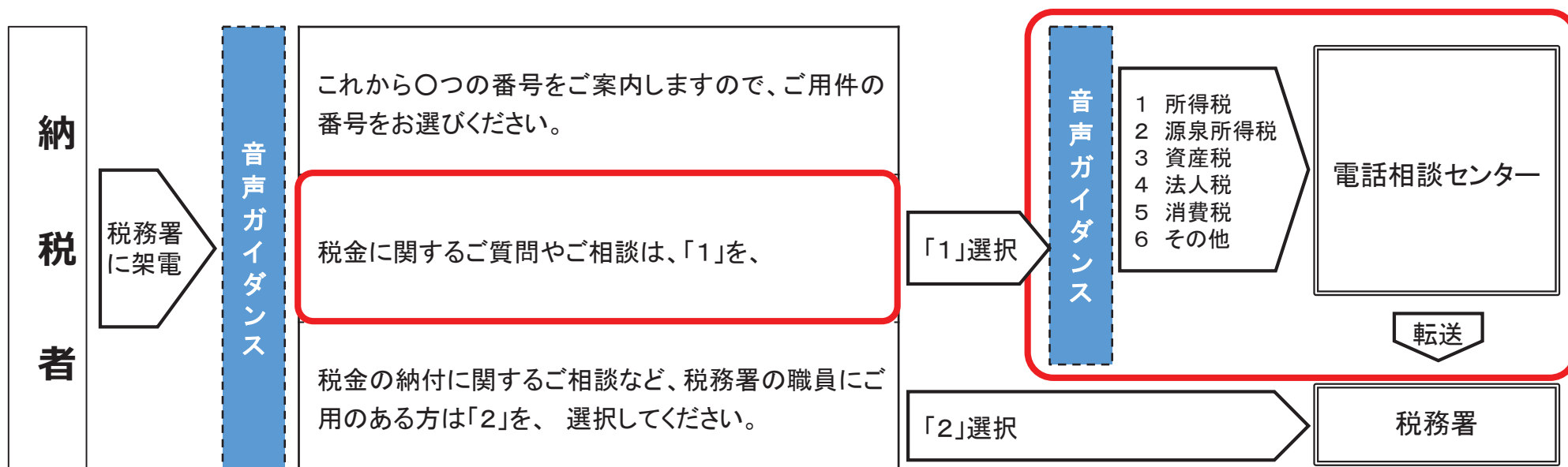
目的

納税者から寄せられる一般的な税に関する相談等について、限られた人員で、より多くの相談に迅速かつ的確に対応するため、電話相談センターに配置された担当者が集中的に受け付けることにより、納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る。

事業概要

電話相談センターでは、効率的な相談対応のために以下のシステムを構築している。

1. 税務署にかけられた電話を、自動音声案内により一般的な相談（電話相談センター）と税務署に対する照会とに振り分ける。
2. 担当者が税目別に対応することで相談時間の短縮を図る。
3. 相談の過程で税務署に対する照会が必要であると判明した場合には、税務署に転送する。



電話相談センター運営事業の短期アウトカム

短期アウトカム

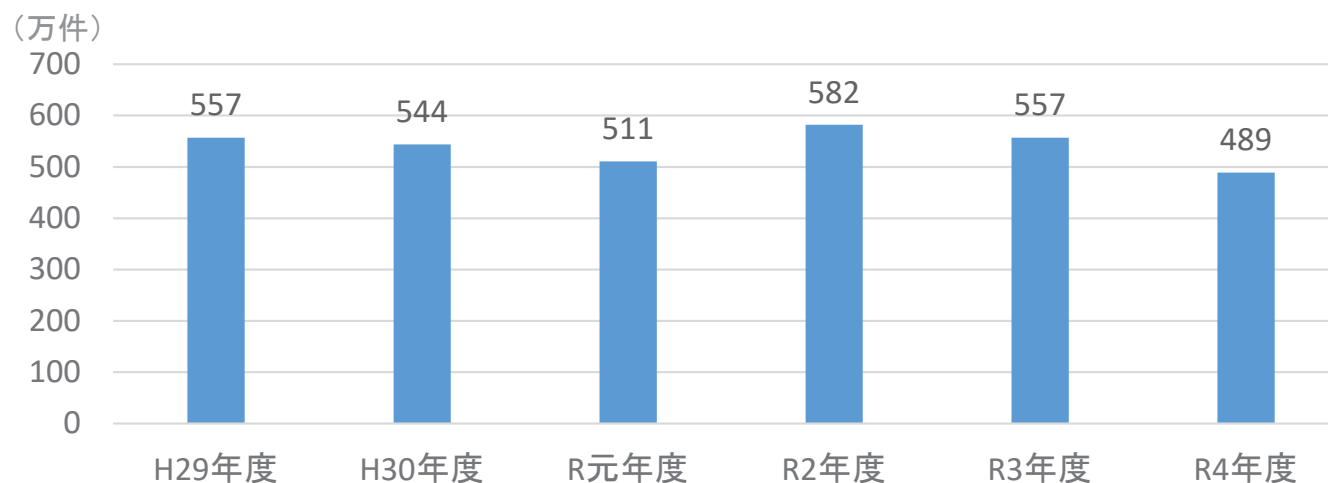
(成果目標)

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応する。

(成果指標)

国税庁実績評価書における「電話相談センターにおける10分以内の相談割合」を指標とする。

【電話相談センターにおける電話相談件数】



【成果指標：電話相談センターにおける10分以内の相談割合】

| 会計年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 98.8% | 98.6% | 98.4% | 98.1% | 97.9% | 97.7% |

電話相談センター運営事業の長期アウトカム

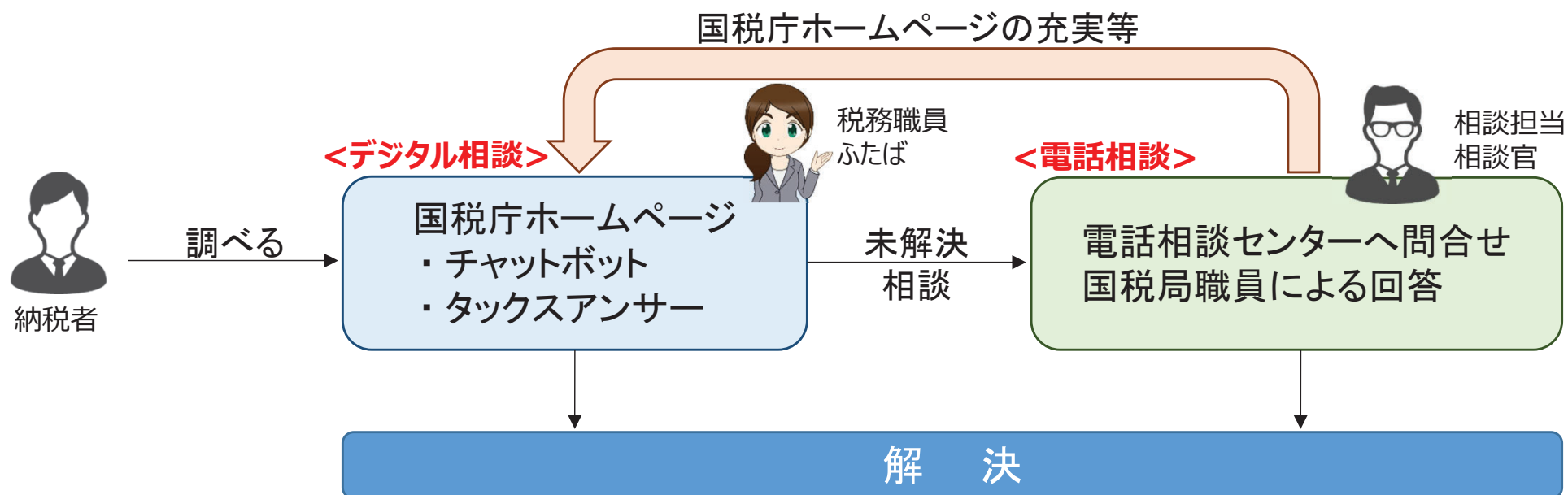
長期アウトカム

(成果目標)

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、国税庁ホームページの充実等により、納税者の自己解決を促進する。

(成果指標)

国税庁実績評価書における「一般相談に占めるデジタル相談割合」を指標とする。



【成果指標：一般相談に占めるデジタル相談割合】

$$\frac{\text{チャットボット、タックスアンサーの利用件数} \llcorner \llcorner \text{デジタル相談} \gg \gg}{\text{チャットボット、タックスアンサーの利用件数} + \text{電話相談センター等における電話相談件数} \llcorner \llcorner \text{一般相談} \gg \gg}$$

電話相談センター運営事業におけるAI活用

相談内容の分析

(電話相談センターの相談担当相談官による)

電話相談が多い項目の抽出
+
チャットボット (AI)の既存の回答について
人の目で見比べて過不足の分析



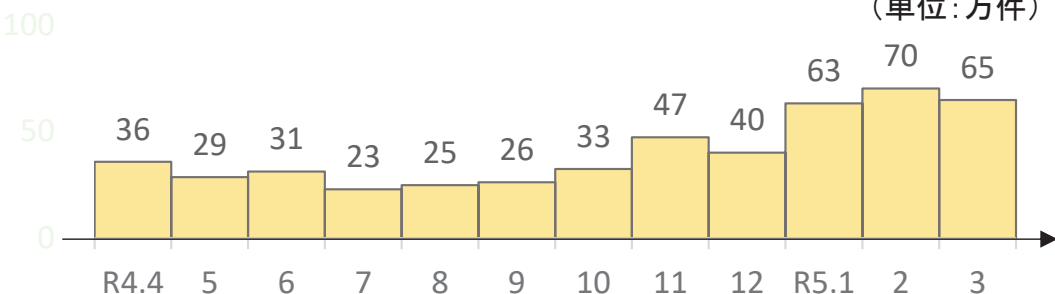
AI運用へ有効活用

チャットボットにおける自動応答 (AI運用) に当たり、
回答シナリオ数の拡大と回答内容の改善等に有効活用



【電話相談センターにおける電話相談件数 (令和4年度)】

(単位: 万件)



【相談が多い項目 (令和4年度)】

- 1 所得税 申告義務・手続等 (60万件)
- 2 源泉所得税 年末調整 (22万件)
- 3 所得税 住宅借入金等特別控除 (22万件)
- 4 所得税 医療費控除 (21万件)
- 5 その他 相談案内・署の所在地 (18万件)

【チャットボットのシナリオ数】

(単位: 件)

| | R4.3 | R5.3 | 追加数 | 修正数 |
|-------|------|-------|-----|-----|
| 所得税 | 809 | 1,235 | 426 | 369 |
| 年末調整 | 169 | 199 | 30 | 117 |
| 消費税 | — | 151 | 151 | — |
| インボイス | — | 102 | 102 | — |
| 合計 | 978 | 1,687 | 709 | 486 |

「事業概要説明」

事業の概要（別添概要資料参照）

日本政策金融公庫（国民一般向け業務）（以下「日本公庫」という。）では、中小企業・小規模事業者に対し、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置のために低利融資を行っている。

補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し利差補給を行うために交付するものであり、
出資金は、これらの金利低減措置の実施にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化を行うために交付するものである。

補給金は、日本公庫の新創業融資制度等の政策目的に沿った各貸付制度のために、当初予算で措置している。

令和5年度当初の予算措置額は約137億円となっている。

一方、出資金は当初予算では措置されていないものの、大規模災害等に対する貸付制度の創設等の事業を日本公庫が実施する場合に、補正予算や予備費で措置しているものである。

令和4年度補正では、経営者保証免除特例制度に係るスタートアップ企業に対する要件緩和等を実施するにあたり、115億円を措置している。

「論点及び説明」

●アウトカムが定性的となっているが、効果検証の観点から適当か

中小企業・小規模事業者への資金供給（アウトプット）により、事業者の資金繰りの改善・向上が想定されるため、短期アウトカムを「融資先の資金繰り円滑化」と設定している。

資金繰りの円滑化の結果、事業者の収支状況の好転が想定されるため、長期アウトカムを「融資先の収支状況の好転」と設定している。

なお、アウトカムの成果を測定する指標については、外部的な要因を排除した上で融資先の資金繰りや収支状況を定量的に測定できる統計データがないため、定量的な成果指標は該当無しと整理している。

●スタートアップ5か年計画を進めていく観点から、日本公庫の貸付制度は適切なものとなっているか

「スタートアップ5か年計画」を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、一定の要件を満たす場合に経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」について、本年2月より、業歴5年以内のスタートアップ企業を対象に要件の緩和を実施したところ。

【参考】スタートアップ5か年計画(令和4年11月策定)(抜粋)

また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。

日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の補給金・出資金について

事業の内容

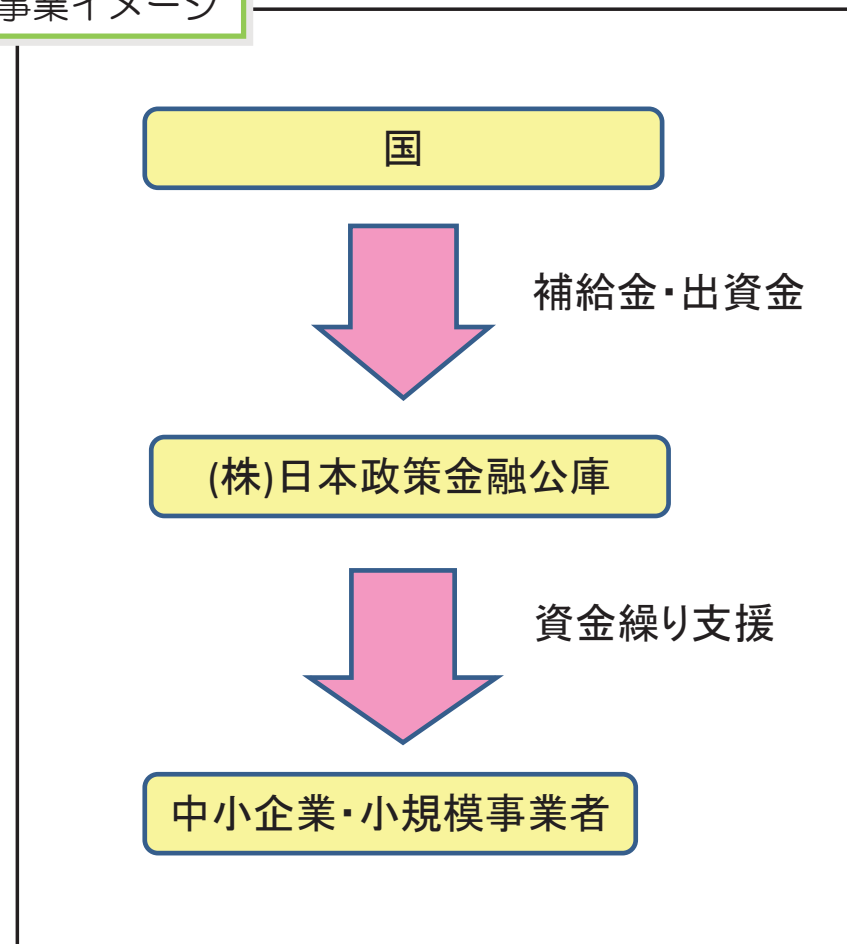
事業の概要・目的

- 本事業は、新規開業者、被災者等に対し、政策目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業者の金融円滑化を図るもの。

条件(対象者、対象行為等)

- 株式会社日本政策金融公庫では、政策目的に沿って設けられている特別貸付等において、金利低減を実施している。
補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し補給金を交付するもの。
出資金は、これらの金利低減措置にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化のため出資金を交付するもの。

事業イメージ



日本公庫（国民生活事業）の経営者保証免除特例制度の緩和

- 平成26年に「経営者保証に関するガイドライン」がとりまとめられたことを受け、日本公庫（国民生活事業）においても一定の要件を満たす場合に経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」を創設し、個人保証によらない融資を推進してきた。
- スタートアップ5か年計画（R4.11策定）を受け、当該制度について、業歴5年以内のスタートアップ企業（注）を対象に要件の緩和を実施。（R5.2.13より適用開始）

（注）一定の要件（※）を満たす、創業後5年以内の技術・ノウハウに新規性等がみられる事業者

（※）①知的財産権等を利用した事業、②特定の補助金を活用した事業（ものづくり補助金等）、③VC・ファンドから出資を受けた事業、④エンジェル税制対象企業が行う事業、⑤J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された企業が行う事業、⑥事業再構築補助金を活用した事業、⑦新たな技術・サービス等を活用した事業で一定の成長性が認められるもの

経営者保証免除特例制度の要件緩和の概要

※令和5年4月1日現在

| | 緩和前 | 緩和後 |
|-------|---|--|
| 適用対象※ | 次の全ての要件に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。 2. 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 3. 減価償却前経常利益が直近2期連続赤字ではないかつ直近の決算で債務超過ではないこと。 | 業歴5年以内のスタートアップ企業については次の全ての要件に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。 2. 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 ⇒取引状況に係る要件について、「条件変更していないこと」を撤廃。 3. （撤廃） |
| 金利 | 保証免除した場合、0.2%の金利を上乗せ。 | 保証免除した場合、0.1%の金利を上乗せ。 ⇒上乗せ金利を0.1%に減免 |
| 利用実績 | 令和元年度：約1万件、令和2年度：約1,500件、令和3年度：約1,600件 | |

令和 5 年度行政事業レビューシート

事業番号

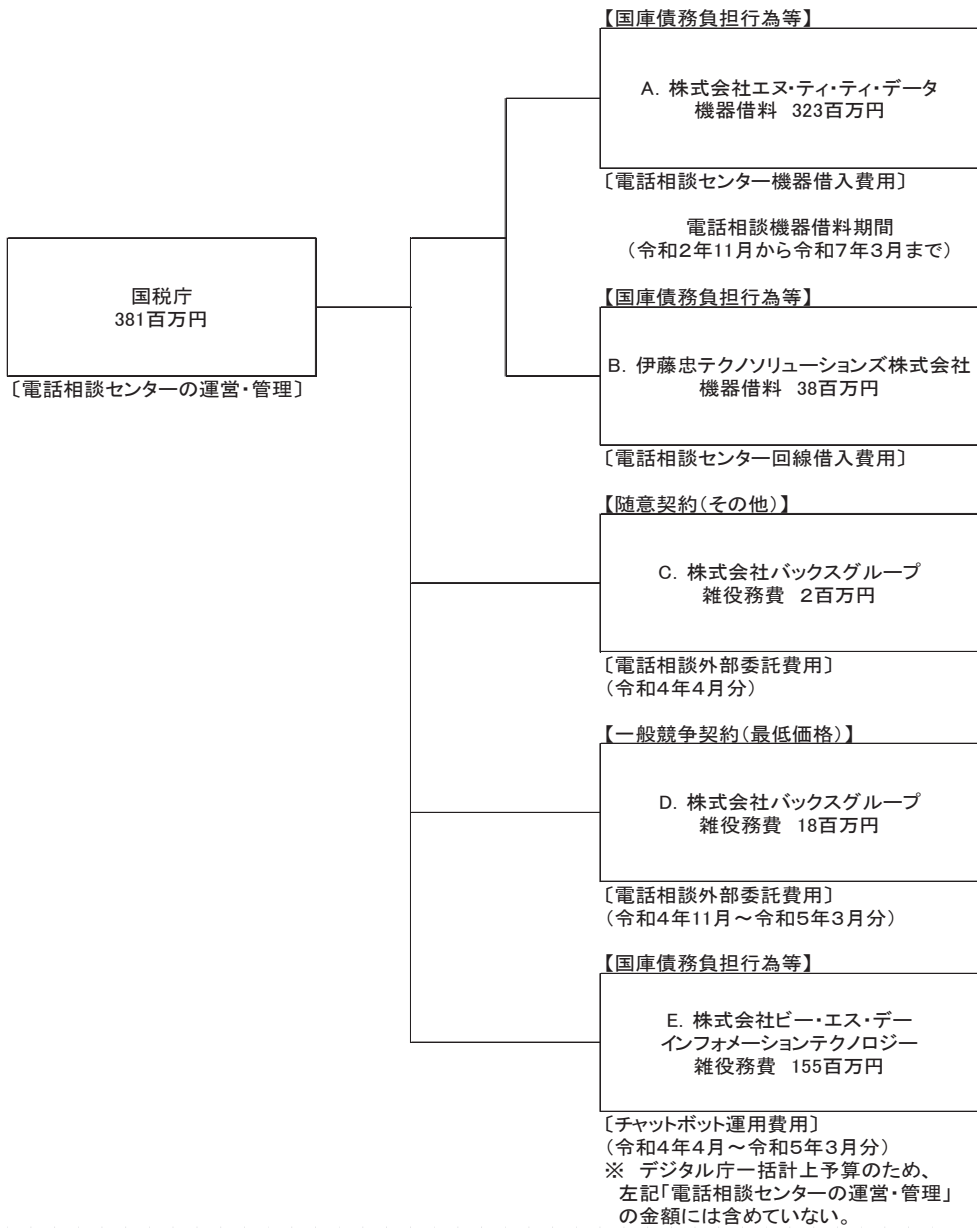
2023 - 財務 - 22 - 0005

| 令和5年度行政事業レビューシート | | 財務省 | | | | | |
|--|---|------------------------------|-----------|------------|--|------------------|---------|
| 事業名 | 電話相談センター運営経費 | | | 担当部局庁 | 国税庁 | 作成責任者 | |
| 事業開始年度 | 平成18年度 | 事業終了(予定)年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 税務相談官 | 主任税務相談官 佐藤 哲也 | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | | | | |
| 根拠法令(具体的な条項も記載) | | | | 関係する計画、通知等 | 国税関係業務の業務・システム最適化計画 | | |
| 政策 | ※国府令においては、中央省庁等改革基本法に基づき「業績評価」を実施しており、政策評価欄に記載すべき、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」における「政策評価」は実施していないため、記載すべき事項がありません。 | | | 主要経費 | その他の事項経費 | | |
| 施策 | | | | | | | |
| 政策体系・評価書URL | | | | | | | |
| 事業の目的(5行程度以内) | 納税者から寄せられる一般的な税に関する相談等について、限られた人員で、より多くの相談に迅速かつ的確に対応するため、電話相談センターに配置された担当者が集中的に受け付けることにより、納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る。 | | | | | | |
| 現状・課題(5行程度以内) | 国税当局が行う税務相談は、申告納税制度の下、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行うものであり、申告者数が増加する中、事務を効率化し適切な納税者サービスの提供を実施する必要がある。このため、各地方支分部局(国税局や税務署)において分散的に対応していた一般的な相談について、専門スタッフ(税務相談官)を集中配置した電話相談センターを設置することにより、相談事務の効率化を図っている。 | | | | | | |
| 事業概要(5行程度以内) | 電話相談センターでは、効率的な相談対応のために以下のシステムを構築している。 1. 税務署にかけられた電話を、自動音声案内により一般的な相談(電話相談センター)と税務署に対する照会とに振り分ける。 2. 担当者が税目別に対応することで相談時間の短縮を図る。 3. 相談の過程で税務署に対する照会が必要であると判明した場合には、税務署に転送する。 | | | | | | |
| 事業概要URL | | | | | | | |
| 実施方法 | 直接実施 | | | | | | |
| 補助率等 | | | | | | | |
| 予算額・執行額(単位:百万円)(インプット) | 予算の状況 | 当初予算(A) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度要求 |
| | | 補正予算(B) | 578 | 431 | 379 | 399 | |
| | | | 3 | - | - | - | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 前年度から繰越し(C) | - | - | - | - | - |
| | | 翌年度へ繰越し(D) | - | - | - | - | - |
| | | 予備費等(E) | - | 2 | 2 | - | - |
| | | 計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E) | 581 | 433 | 381 | 399 | - |
| 執行額(G) | 525 | 433 | 381 | | | | |
| 執行率(%) =(G)/(F) | 90% | 100% | 100% | | | | |
| 当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/{(A)+(B)} | 90% | 100% | 101% | | | | |
| 令和5・6年度予算内訳(単位:百万円) | 歳出予算項目 | | 令和5年度当初予算 | 令和6年度要求 | 主な増減理由(・要望額・予備費) | | |
| | (項) | 税務業務費 | | | 【令和5年度当初予算における増減理由】 ・国税相談専用ダイヤル(全国一律の電話番号)の導入による予算増 | | |
| | (目) | 税務特別庁費 | 399 | | | | |
| | | その他 | | | | | |
| | 計(A) | 399 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-------|----|-------|-------|-----------------------------|---------------|-------------|--|
| 活動内容① (アクティビティ) | 納税者から寄せられた電話による税務相談について、電話相談センター職員が対応する。 | | | | | | | | | |
| ↓ | | | | | | | | | | |
| 活動目標及び活動実績 ① (アウトプット) | 活動目標 | 活動指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 5年度 活動見込 | 6年度 活動見込 | |
| | より多くの問合せや相談に対応する。 | 電話相談センターで対応した相談件数 | 活動実績 | 万件 | 582.2 | 557.4 | 488.5 | - | - | |
| | | | 当初見込み | - | - | - | - | - | - | |
| ↓ | 成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり) | より多くの問合せや相談に対応するため、問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応する必要がある。 | | | | | | | | |
| 成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム) | 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標年度 -年度 | | |
| | 問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応する。 | 「電話相談センターにおける10分以内の相談割合」を指標とする。 (計算式:10分以内の相談件数/相談件数) | 成果実績 | % | 98.1 | 97.9 | 97.7 | - | | |
| | | | 目標値 | % | 95 | 95 | 95 | - | | |
| | | | 達成度 | % | 103.3 | 103.1 | 102.8 | - | | |
| 成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績 | 令和4事務年度 国税庁実績評価書(予定) | | | | | | | | | |
| ↓ | 成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり) | 過去に受けた問合せや相談の内容に基づいて国税庁ホームページのチャットボットやタックスアンサーといったデジタル系チャネルを充実し、利用者目線に立った分かりやすい情報提供をするとともに、電話相談件数の削減により繋がりがやすさを確保し、納税者利便の向上を図る。 | | | | | | | | |
| 成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム) | 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標最終年度 -年度 | | |
| | 問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、国税庁ホームページの充実等により、納税者の自己解決を促進する。 | 「一般相談に占めるデジタル相談割合」を指標とする。 (計算式:チャットボット・タックスアンサーの利用件数/(電話相談センター等における電話相談件数+チャットボット・タックスアンサーの利用件数)) | 成果実績 | % | - | - | 90.7 | - | | |
| | | | 目標値 | % | - | - | 85 | - | | |
| | | | 達成度 | % | - | - | 106.7 | - | | |
| 成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績 | 令和4事務年度 国税庁実績評価書(予定) | | | | | | | | | |
| アウトカム設定について の説明 | アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由 | | | | | | | | | |
| | アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由 | | | | | | | | | |
| 事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等 | 名称 | | | | | | | | | |
| | URL | | | | | | | | | |
| | 該当箇所 | | | | | | | | | |
| 事業所管部局による点検・改善 | | | | | | | | | | |
| 点検結果 | 電話相談センターにおいて、電話相談を集中的に受け付け、専門的知識を有する相談官が迅速かつ的確に対応することは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことに資するものである。 また、局間転送、ダイヤルイン番号設置署への転送及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクとの相互転送などの機能面を強化している。 | | | | | | 目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施) | | | |
| 改善の 方向性 | 電話相談センターへ直接繋がる全国統一の相談専用ダイヤルの導入により、税務署における窓口相談や電話相談を電話相談センターへ誘導し、税務署職員の負担軽減を図るとともに、通話時間の短縮により、納税者利便の向上及び税務相談事務の効率化を図る。 | | | | | | | | | |

| 外部有識者の所見 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------------|----|----|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| - | | | | | | | | | | | | | |
| 行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見 | | | | | | | | | | | | | |
| (選択してください) | | | | | | | | | | | | | |
| 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況 | | | | | | | | | | | | | |
| (選択してください) | | | | | | | | | | | | | |
| 過去に受けた指摘事項と対応状況 | 公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ | | | | | | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | | | | | |
| | 上記への対応状況 | | | | | | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | | | | | |
| | その他の指摘事項 | | | | | | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | | | | | |
| 関連する過去のレビューシートの事業番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | 41 | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | 43 | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年度 | 7 | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度 | 7 | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | 6 | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 6 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 財務省 | - | | | 0005 | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 財務省 | - | | | 0006 | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 2021 | 財務 | 20 | | 0003 | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 2022 | 財務 | 21 | | 0005 | | | | | | | | |

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

| A. | | | B. | | |
|------|----------------|-------------|------|----------------|-------------|
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| 機器借料 | 電話相談センター機器借入費用 | 323 | 機器借料 | 電話相談センター回線借入費用 | 38 |
| 計 | | 323 | 計 | | 38 |
| C. | | | D. | | |
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| 雑役務費 | 電話相談外部委託費用 | 2 | 雑役務費 | 電話相談外部委託費用 | 18 |
| 計 | | 2 | 計 | | 18 |
| E. | | | F. | | |
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| 雑役務費 | チャットボット運用費用 | 155 | | | |
| 計 | | 155 | 計 | | |

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|---|------------------|---------------|---------------------------------|--------------|-----------|----------------|-----|---|
| 1 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | 9010601021385 | 電話相談センター機器借入費用 (2年度国庫債務負担行為) | 323 | 国庫債務負担行為等 | - | - | |

B.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|---|--------------------|---------------|---------------------------------|--------------|-----------|----------------|-----|---|
| 1 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 | 2010001010788 | 電話相談センター回線借入費用 (2年度国庫債務負担行為) | 38 | 国庫債務負担行為等 | - | - | |

C.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|---|--------------|---------------|---------------------|--------------|-----------|----------------|-----|---|
| 1 | 株式会社パックスグループ | 3011001018770 | 電話相談外部委託費用(令和4年4月分) | 2 | 随意契約(その他) | - | - | |

D.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|---|--------------|---------------|--|--------------|--------------|----------------|-----|---|
| 1 | 株式会社パックスグループ | 3011001018770 | 電話相談外部委託費用(令和4年11月~令和5年3月分)(4年度国庫債務負担行為) | 18 | 一般競争契約(最低価格) | 7 | - | |

E.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|--|---------------------------------|---------------|------------------------------|--------------|-----------|----------------|------|---|
| 1 | 株式会社ピー・エス・デーイン フォメーションテクノロジー | 4010002039073 | チャットボット運用費用(3年度 国庫債務負担行為) | 155 | 国庫債務負担行為等 | - | - | |
| 支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 | | | | | | | チェック | |

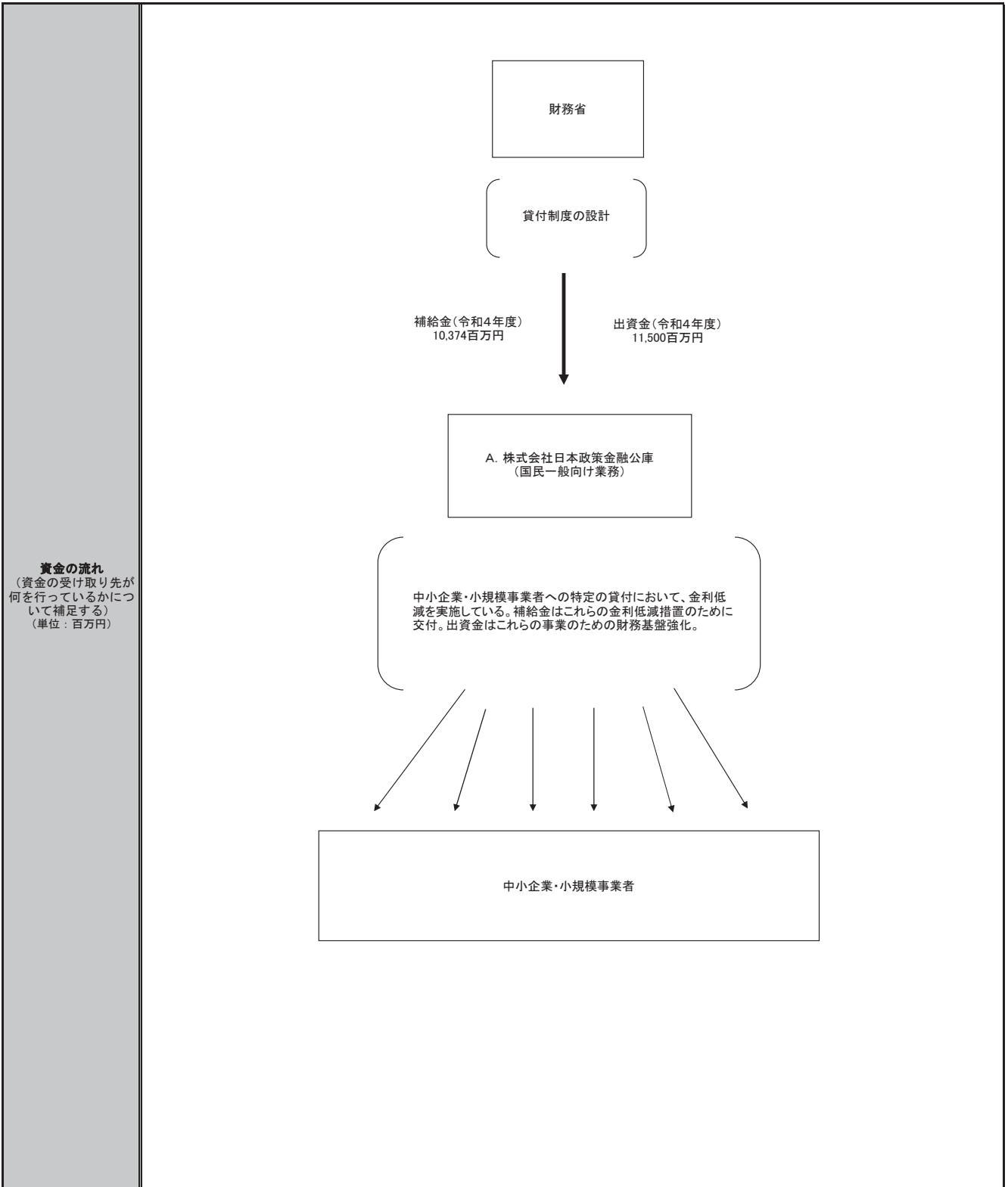
事業番号

2023 - 財務 - 22 - 0049

| 令和5年度行政事業レビューシート | | (財務省) | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|--|-------------|----------------|------------------|-----------------|-------|--------|-------|--------|---------|---|
| 事業名 | 新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金) | | | 担当部署 | 大臣官房 | 作成責任者 | | | | | | |
| 事業開始年度 | 昭和24年度 | 事業終了 (予定)年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 政策金融課 | 政策金融課長 福島 秀生 | | | | | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な 条項も記載) | 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第1項第1号 | | | 関係する 計画、通知等 | - | | | | | | | |
| 政策 | 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保 | | | 主要経費 | 中小企業対策費 | | | | | | | |
| 施策 | 政策目標7-1:政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 | | | | | | | | | | | |
| 政策体系・評価書URL | | | | | | | | | | | | |
| 事業の目的 (5行程度以内) | 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民生活事業)が、新規開業者、被災者等の特定の借り手に対し、政策目的をもって低利の資金を供給することにより、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図る。 | | | | | | | | | | | |
| 現状・課題 (5行程度以内) | 新規開業者、被災者等については、公益性が高いものの、リスクの適切な評価が困難な場合や、深いリスクテイクをすることが必要な場合など、民間金融機関のみでは適切な資金供給がなされない場合があるため、政策金融機関においてこれらの資金繰りを支援する必要がある。 このような政策的必要性を踏まえ、公庫(国民生活事業)が政策目的をもった貸付制度により融資を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援している。 政策金融に対するニーズについては刻々と変化していくものであることから、質・量の両面からの確な対応を行うべく、民業補充の観点も踏まえ、関係省庁と連携しながら不断の業務の見直しを行っていく必要がある。 | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内) | 公庫(国民生活事業)が、中小企業・小規模事業者に対し、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置のために低利融資を行うもの。 日本政策金融公庫補給金では、公庫(国民生活事業)が、営業実績が乏しい等の理由により民間の金融機関から融資を受けることが困難な創業企業等に対する融資、又は、特定の政策目的に沿って設けられた特別貸付による融資などへの金利低減措置について、補給金を交付している。 日本政策金融公庫出資金では、経済対策等の中で、公庫(国民生活事業)が、災害に関連する融資等の経済・金融情勢等に応じた措置を円滑に実施するため、公庫(国民生活事業)の財務基盤強化に必要な出資金を措置している。 | | | | | | | | | | | |
| 事業概要URL | - | | | | | | | | | | | |
| 実施方法 | 補助 | | | | | | | | | | | |
| 補助率等 | 貸付制度によって補助率(補給金による低減利率)が異なる。 | | | | | | | | | | | |
| 予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット) | 予算の 状況 | 当初予算(A) | 令和2年度 | 16,786 | 令和3年度 | 15,175 | 令和4年度 | 13,485 | 令和5年度 | 13,705 | 令和6年度要求 | - |
| | | 補正予算(B) | 4,474,200 | - | 11,500 | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 前年度から繰越し(C) | - | 2,742,700 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 翌年度へ繰越し(D) | ▲ 2,742,700 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 予備費等(E) | 1,500 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E) | 1,749,786 | 2,757,875 | 24,985 | 13,705 | - | - | - | - | - | - |
| | | 執行額(G) | 1,745,992 | 2,721,306 | 21,874 | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 執行率(%) =(G)/(F) | 100% | 99% | 88% | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 当初予算+補正予算に対する執行額 の割合(%) =(G)/[(A)+(B)] | 39% | 17933% | 88% | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 歳出予算項目 | 令和5年度当初予算 | 令和6年度要求 | 主な増減理由(・要望額・予備費) | | | | | | | |
| 令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円) | (項) | 政策金融費 | | | | | | | | | | |
| | (目) | 株式会社日本政策金融公庫補給金 | 13,705 | | | | | | | | | |
| | | 株式会社日本政策金融公庫出資金 | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | - | | | | | | | | |
| | 計(A) | 13,705 | | - | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|---------------|-----|-----------|-----------|-------|----------------|-------------|
| 活動内容① (アクティビティ) | 新規開業者、被災者等に対し、公庫(国民生活事業)が政策目的をもって低利の資金を供給する。 | | | | | | | | |
| ↓ | | | | | | | | | |
| 活動目標及び活動実績 ① (アウトプット) | 活動目標 | 活動指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 5年度 活動見込 | 6年度 活動見込 |
| | 中小企業・小規模事業者への 資金供給 | 事業者への融資実績(補給 金・出資金対象の実績) | 活動実績 当初見込み | 百万円 | 8,735,867 | 2,376,490 | | - | - |
| | | | | | | | | | |
| ↓ | 成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり) | 公庫(国民生活事業)が中小企業・小規模事業者へ資金供給を行うことで、事業者の資金繰りの改善・向上が想定されるため。 | | | | | | | |
| 成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム) | 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標年度 - 年度 | |
| | 融資先の資金繰り円滑化 | - | 成果実績 | - | - | - | - | - | |
| | | | 目標値 | - | - | - | - | - | |
| 達成度 | % | - | - | - | - | - | | | |
| 成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績 | 【定量的な成果指標】該当する指標がない。 【代替指標】 ・全国中小企業動向調査結果(小企業編)10-12月期実績(株式会社日本政策金融公庫総合研究所)資金繰りDI 令和2年度▲24.8 令和3年度▲21.8 令和4年度▲23.9 (単位:DI) ・日本公庫(国民生活事業)の総債権残高に占める、リスク管理債権の破産更生債権等の割合 | | | | | | | | |
| ↓ | 成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり) | 事業者の資金繰りが改善・向上することで、事業者の収支状況の好転が想定される。 | | | | | | | |
| 成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム) | 成果目標 | 定量的な成果指標 | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標最終年度 - 年度 | |
| | 融資先の収支状況の好転 | - | 成果実績 | - | - | - | - | - | |
| | | | 目標値 | - | - | - | - | - | |
| 達成度 | % | - | - | - | - | - | | | |
| 成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績 | 【定量的な成果指標】該当する指標がない。 【代替指標】 ・全国中小企業動向調査結果(小企業編)10-12月期(株式会社日本政策金融公庫総合研究所)採算DI 令和2年度▲40.4 令和3年度▲29.8 令和4年度▲21.9 (単位:DI) | | | | | | | | |
| アウトカム設定について の説明 | アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由 | | | | | | | | |
| | 【アクティビティ①(短期アウトカム)について定量的な成果指標が設定できない理由】 代替指標として掲げている資金繰りDI(全国中小企業動向調査結果)及び日本公庫(国民生活事業)リスク管理債権の破産更生債権等については、当該指標は我が国の経済情勢等に大きく左右されるものであるが、その影響を取り除くために使うことのできる指標がないため、定量的な成果目標を設定できるような指標とすることはできない。 【アクティビティ①(長期アウトカム)について定量的な成果指標が設定できない理由】 代替指標として掲げている採算DI(全国中小企業動向調査結果)については、融資の長期的な成果として考えられる融資先の収支状況の好転のうち「赤字から黒字に転じた者の割合」しか読み取れない指標であることに加えて、当該指標は我が国の経済情勢等に大きく左右されるものであるが、その影響を取り除くために使うことのできる指標がないため、定量的な成果目標を設定できるような指標とすることはできない。 | | | | | | | | |
| | アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由 | | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|----|--|--|------|--|--|--|--|--|----|--|--|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業に関連するKPIが定められている関連決定等 | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | URL | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 該当箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所管部局による点検・改善 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 点検結果 | (後日記載) | | | | | | | | | | | | | | 目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改善の方向性 | (後日記載) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外部有識者の所見 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (後日記載) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (選択してください) | (後日記載) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (選択してください) | (後日記載) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去に受けた指摘事項と対応状況 | 公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記への対応状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の指摘事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>※同一の事業目的であることから、平成30年度より、「セーフティネット貸付等実施事業」(平成29年度:財務省0050)を、本レビューシートに統合。 【平成29年度行政事業レビュー(外部有識者会合) 事業番号0050 セーフティネット貸付等実施事業(日本政策金融公庫出資金)】</p> <p>○外部有識者の所見 今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めるとともに、成果目標(アウトカム)の設定の検討にも努めること。</p> <p>【令和2年度行政事業レビュー(外部有識者会合)事業番号0053 新創業融資等実施事業(日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)】</p> <p>○外部有識者の所見 貸付制度の政策目的に資するように貸付利率の引上げや貸付対象範囲の再考がされ、貸付制度の政策目的や効果について検証が行われている。 事業規模の拡大が予想される中、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たしてほしい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記への対応状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【平成29年度行政事業レビュー】</p> <p>○対応状況 効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めた。また、民間金融機関との協調融資スキームの構築や、融資ノウハウの共有に努めるなど、民間金融機関との連携・協調を進めた。</p> <p>【令和2年度行政事業レビュー】</p> <p>○対応状況 事業規模が拡大しているが、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されるようにモニタリングを行っている。今後も適切な事業運営が行われるようにモニタリング機能を果たしたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連する過去のレビューシートの事業番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | 23 | | | | | | | | | | | 28 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | 26 | | | | | | | | | | | 40 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年度 | 38 | | | | | | | | | | | 39 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度 | 37 | | | | | | | | | | | 54 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | 52 | | | | | | | | | | | 49 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | 48 | | | | | | | | | | | 50 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | 49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 財務省 | - | | | | 0053 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 財務省 | | | | | 0053 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 2021 | 財務 | 20 | | | 0051 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 2022 | 財務 | 21 | | | 0052 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

| A. | | | B. | | |
|-----|---------------------------|-------------|----|-----|-------------|
| 費目 | 使 途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金額 (百万円) |
| 補給金 | 新創業融資制度 | 3,034.6 | | | |
| 補給金 | 災害貸付 | 170.5 | | | |
| 補給金 | 特利差等 | 4,644.9 | | | |
| 補給金 | 教育資金貸付 | 1,010.9 | | | |
| 補給金 | 無担保融資特例制度 | 545.9 | | | |
| 補給金 | 挑戦支援資本強化特例制度 | 479.8 | | | |
| 補給金 | 創業支援貸付利率特例制度 | 383.7 | | | |
| 補給金 | その他 | 104 | | | |
| 出資金 | 日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の財務基盤強化 | 11,500 | | | |
| 計 | | 21,874.2 | 計 | | |

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 法人番号 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 契約方式等 | 入札者数 (応募者数) | 落札率 | 一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上) |
|---|--------------|---------------|---|--------------|-------|----------------|-----|---|
| 1 | 株式会社日本政策金融公庫 | 8010001120391 | 我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、一般の金融機関が行う業務を補充することを旨としつつ、特に一層、その企業活動及び社会的企業者の健全発展を支援するための金融の機能等を行っている。 | 21,874 | その他 | - | - | |

財務省行政事業レビュー外部有識者 委員名簿

【財務省選任】

- ・ おばな まりこ
尾花 真理子 （弁護士：モリソン・フォースター法律事務所）
- ・ かじかわ とおる
梶川 融 （公認会計士：太陽有限責任監査法人代表社員会長）
- ・ もちなが ゆういち
持永 勇一 （教授：早稲田大学大学院会計研究科）

【行政改革推進本部事務局選任】 ※公開プロセス関連のみ参加

- ・ かわむら さゆり
河村 小百合 （株式会社日本総合研究所調査部主席研究員）
- ・ やまだ はじめ
山田 肇 （特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長）

（敬称略・五十音順）

今後の主なスケジュール（予定）

| 時 期 | 実 施 内 容 |
|-------------------------|-----------------------------|
| 5月10日（水） 14:00～15:30 | 外部有識者会合 （公開プロセス対象事業の選定） |
| 5月30日（火） 14:00～15:30 | 公開プロセス事前勉強会 |
| 6月7日（水） 14:00～15:30 | 公開プロセス |
| 6月13日（火） 14:00～17:00 | 外部有識者会合 （公開プロセス対象外事業の点検） |
| 6月中 | 外部有識者から政務への講評 （書面对応） |
| 9月上旬 | レビューシートの公表 |

行政事業レビュー実施要領（抜粋）
（令和5年3月31日改正 行政改革推進会議）

第2部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施するものである。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省庁は、第2部2（1）で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

(3) 対象事業の選定

- ② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・前年度の補正予算に計上された事業
- ・入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、一者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

また、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、効率的な実施に努めるものとする。

(7) 外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設けなければならない。講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

公開プロセスは、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、各府省庁が外部有識者を入れて公開の場で自らの事業の点検を行う取組である。

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、第2部2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したもから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

- ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの
- イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知

徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。
- ⑥ 取りまとめ役は、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な取りまとめコメントを公表するものとする。
- ⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和4年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、歳入・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立するため、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定性の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 【電話相談センター運営経費】
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 【新創業融資等実施事業】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

（注）政策目標2-2は、国税庁が中央省庁改革基本法に基づき実績評価を実施しており、行政機関が行う政策の評価に関する法律における政策評価は実施していない。